

## 宮崎県における診療・検査医療機関の整備方針について

## 1. 基本的な考え方

例年、季節性インフルエンザの流行には多数の発熱患者が発生しており、今年度も同程度の発熱患者が発生することを想定して、新型コロナウイルス及び季節性インフルエンザの同時流行を鑑みた診療・検査体制の整備が必要である。

国においては、発熱患者等の診療又は検査可能な医療機関を都道府県において、「診療・検査医療機関（名称については、各都道府県で設定できる。）」と指定することとし、本県においては、特定の医療機関へ発熱患者が集中することによる医療体制の混乱を避けるため、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関のできる限り多数を、「診療・検査医療機関」に指定することを目指す。

## 2 「診療・検査医療機関」の指定について

## (1) 指定する医療機関

宮崎県に所在する医療機関で、診療・検査を行う医療機関が該当する。

## (2) 施設要件

ア 発熱患者等が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線が分けられていること。（駐車場等での採取は可能）

イ 必要な検査体制が確保されていること（検査（検体採取）を地域外来・検査センター等に依頼する場合には、連携体制がとれていること）。

ウ 医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。

エ 検査を行う場合には、「新型コロナウイルス感染症にかかる行政検査の実施について」（令和2年3月4日付け健感発 0304 第5号）に基づき、宮崎県又は宮崎市と行政検査の委託契約を締結していること。（とりまとめ団体への委任状提出でも可。）

オ 発熱外来交付要綱4（1）のただし書きに該当する場合（自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる場合）は、院内掲示を行う等、自院のかかりつけ患者に対して、発熱等の症状が生じた場合には、電話で相談した上で、自院で診療・検査可能である旨を周知すること。

## (3) 機能要件

ア 原則、他院や受診・相談センターから案内を受けた患者を受け入れ可能な医療機関においては、他院や受診・相談センターからの要請があった場合、又は患者から相談があった場合は、速やかに患者の診療・検査を受け入れること。

イ 自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる場合は、診療・検査医療機関の管理者（代理の者）は、かかりつ

けの患者に対して、院内掲示を行う等により、予め自院での受入れ対象患者や対応時間等を示すとともに、県に報告し、都道府県等、受診・相談センター、地域の医療機関に対して、予め自院での受入れ対象患者や対応時間等を示した上で、その範囲で、患者から相談があった場合、原則速やかに患者の診療・検査を受け入れること。

#### (4) 指定期間

ア 令和2年10月27日までに調査票を提出した場合

原則として、受診体制が整った日(※)から令和3年3月31日まで

※ 9月15日以降

イ 令和2年10月28日以降に調査票を提出した場合

原則として、提出日から令和3年3月31日まで

### 3 報告事項について

指定されている期間中は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)及び新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)の必要な情報の入力が必要となる。